

# ふらっぷだより

第27号

発行日：2022年10月21日

発行：宇都宮市青少年自立支援センター



## 「若者の自立支援講演会」・「個別相談会」

～宇都宮市子ども・若者支援地域協議会事業～

### ひきこもる若者の心の理解とかわり方 ～家族や周りの人たちができること～

**開催日** 令和4年11月27日（日）※要事前予約

受付 12:30～ 開会 13:00

**会場** 宇都宮市役所14大会議室

入場の際は、本庁舎南側の地下通用口をご利用ください。

- ※ 新型コロナウイルス予防のため、ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。なお、発熱等の症状がある方は、参加をお控えいただきますようお願いいたします。
- ※ 駐車台数に限りがありますので公共交通機関等のご利用にご協力ください。

当日は市役所敷地内駐車場、城址公園駐車場のほか、市役所南側臨時駐車場もご利用いただけます。



定員 60名  
参加無料

**講師**

作新学院大学

牧 裕夫氏



ひきこもりや不登校の若者に、家族や周りの人たちは何ができるでしょう。ご本人への望ましい接し方を理解するための講演会と、若者の自立支援をしている団体による個別相談会を開催します。

#### 〇動画配信について

この講演の内容は、後日、動画配信します。詳しくは、市ホームページより「若者の自立支援講演会」で検索してください。



## 【個別相談会】 14:45～ ※要事前予約

裏面もご覧ください

講演会終了後に宇都宮市内で若者の自立やひきこもり等の支援を行っている機関による個別相談会を開催します。

- 〇 支援機関名：とちぎ若者サポートステーション、KHJとちぎベリー会、とちぎユースワークカレッジ、とちぎ青少年自立援助センター、栃木県若年者支援機構、宇都宮市青少年自立支援センター「ふらっぷ」

お申し込み・お問い合わせ先 TEL：028-635-5834, 5877  
宇都宮市青少年自立支援センター「ふらっぷ」 月～金曜 午前9時～午後5時

## 個別相談会（11 / 27開催）の参加団体

### とちぎ若者サポートステーション



とちぎ若者サポートステーションは、厚生労働省が委託実施している『若者の就職を応援する場所』です。働きたいけど何から始めればいいのかわからない、働いていない期間が長くて仕事が怖い、コミュニケーションが苦手、いまの自分を変えたい、などみなさまの不安について一緒に考えながら、就職や自立へに向けてのお手伝いをしています。

### KHJとちぎベリー会



とちぎベリー会は、2002年に不登校・引きこもり家族が集まり、状況を改善する為に発足しました。以来、月例会、勉強会、講演会等を行っており、これらの活動により家族が元気になり、当事者も変化し社会へ関わるものも出てきました。2009年にNPO法人化し、若者の居場所、小さな就労支援、訪問サポート、引きこもり回復プログラムによる学習会などにも取り組んでいます。

### とちぎユースワークカレッジ



とちぎユースワークカレッジは、学校や職場から離れ、一人で悩む若者を対象に人に慣れる場を提供する塾です。創作活動や自然体験、農業体験など、様々な体験を通して、社会性や人間力、感情と向き合う力を養い、人と社会とのかかわり続ける力や社会とつながるきっかけを提供しています。

### とちぎ青少年自立援助センター



宇都宮市で若者達が共同生活を行いながら、自立、社会参加、就労に向けた様々な経験を積むプログラムを提供する共同生活寮を運営しています。働きたくても働けない、社会参加したくてもなかなか思うように溶け込んでいくことが出来ない、そんな青年達に共同生活から社会との関わりを学んで頂き、社会的自立できる青年たちの育成に取り組んでいます。

### 栃木県若年者支援機構



就労や学習支援に困難を抱える子ども・若者を対象に、個別の状況に合わせて、相談・体験・プログラム・学び・実践的就労訓練を行い、子ども・若者一人ひとりが自分に合った生き方を選び、自立するための総合的な支援を行っています。シゴトの現場で経験を積む中間的就労訓練の「しごとや」や、「高校を中退したけど、将来のために高等学校卒業程度認定試験を取得したい」などといった方のための学び直し教室「寺子屋 学習支援」などに取り組んでいます。

また、栃木県から受託し「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター ポラリス★とちぎ」の運営も行っています。

### 宇都宮市青少年自立支援センター「ふらっぴ」



ふらっぴでは、教育・保健・雇用などのさまざまな機関と連携しながら、自立に困難を抱える青少年の自立支援に取り組んでいます。青少年の総合相談窓口では、専門の知識や経験を有する相談員が、青少年自身が悩んでいること・困っていることの相談に親身になって応じます。また、青少年の自立や非行に関する悩みを抱える保護者の相談にも応じます。